

施策	83	計画的な空間利用の推進	政策	8	山・里・街の魅力を高め交流と連携によるグローバルなまちづくり		
施策主管課	地域計画課	課長名	遠山広基	内線	3770	政策担当部長名	総合政策部長 今村和男
施策関係課名	管理課						
重点施策	○	関連計画	・リニア将来ビジョン、国土利用計画飯田市計画、飯田市土地利用基本方針、飯田都市計画、飯田市中心市街地活性化基本計画				

1 施策の目的

目的	対象	市内の土地、構造物、自然、地形
	意図	計画に基づく整備、開発及び保全の誘導をする

2 現状把握

(1) 対象指標、成果指標の状況

対象指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
①	市域面積	km2	658.73	658.73	658.73	658.73	658.66	658.66	658.66		
②	地域自治区を単位とした土地の区域の数	地区	20	20	20	20	20	20	20		
成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	実績値 28年度	目標値 28年度	指標の 傾向
※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理											
①	地域土地利用方針が策定された地域自治区の数(累計)	地区	5	5	5	6	7	8	8	12	○
②	地区計画(都市計画)・協定(景観等)を締結した数(累計)	地区	25	26	26	27	27	30	30	31	○
③											

(2) 成果向上に向けての役割分担

主体		役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	24年度	25年度	26年度	27年度	実績値 28年度	目標値 28年度	指標の 傾向	
行政	市(国・県)	① 地域土地利用方針の策定(市民意向調査、統計等による将来予測) ② 地域の計画等の策定への支援・推進 ③ 地域の計画の運用・啓発(庁内調整・関係個別計画の連携した運用も含む)	① 地域土地利用方針が策定された地域自治区の数(累計) ② 地域の計画を策定した地域の数(累計) ③ 市民説明会・協議会などの開催数(累計)	①	5	6	7	8	8	12	○
				②	26	27	27	30	30	31	○
				③	625	673	707	750	800	1,000	○
主体		役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項(後期5箇年)							
市民等	市民	① 行政との協働による地域土地利用方針の策定 ② 地域の計画等の実践への参加	① 地域土地利用方針に係る住民の数 ② 地域の計画等の実践への参加数	・地域土地利用方針の策定には、まちづくり委員会が主体となった組織を立ち上げ検討している。検討組織には多様な主体が参加し、住民自ら考え策定した方針となるため、関係者の協力が得られている。							
	事業者	① 計画への協力	① 協力した事業所数								

役割の発揮状況

後期(5箇年)	行政として多様な主体に対する協働の働きかけの取組と成果	○各地区の地域土地利用方針の策定に当たって、各地区まちづくり委員会に対して行政として啓発活動、働きかけを行うとともに、各地区まちづくり委員会が主導して策定作業を進める際に支援・推進を行った。5年間で延べ230回の説明会・協議会などが開催された。
	多様な主体の協働を推進していくための課題	○策定作業は長期間に及ぶため、各地区まちづくり委員会の役員任期による役員の変更に対応していくことが課題である。 ○策定作業が進む地区とその地区に隣接する地区間の連携・整合が課題である。

### 3 施策を取り巻く状況変化・有識者等の意見

この施策に対して有識者等(議会、市民、関係者・団体等を含む。)からどんな意見や要望が寄せられているか。	「平成27年度決算認定に係る施策及び事務事業に対する提言」の中では、目標の達成状況、評価、課題認識、事務事業の組み立ての方向性は「概ね正しい」との評価である。また、「リニア駅周辺整備区域(6.5ha)を取り巻くエリアについては、計画的な空間利用計画を早急に示されたい」との提言を受けている。
施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか。	○全国的に人口減少、超高齢社会の到来が課題となっている。国は「コンパクト+ネットワーク」をキーワードとして、都市機能や居住機能の一定の区域への誘導を図るとともに、これと連携した公共交通ネットワークの再構築を図ることで、これまで以上に、コンパクトシティの形成を推進する考えを打ち出している。飯田市土地利用基本方針も、「拠点集約連携型都市構造の推進」を掲げており、その実現に向けた各拠点の育成・整備と、道路交通体系と連携した公共交通網の整備・充実がさらに必要となる。 ○リニア中央新幹線、三遠南信道路の開通を見据えた土地利用、景観・緑の育成の方針を計画に位置づけることや、各地区においても、その開通に先行して、地域土地利用方針、地域景観計画等の策定、見直しを行うことが重要となる。 ○リニア駅周辺整備区域における、土地利用の誘導と制限の方策が求められる。リニア駅周辺(広域交通拠点)には新たな市街地を拡散的に形成しないという方針を踏まえ、農業的土地利用との調整を行い、居住、商業等の環境と営農環境が調和した土地利用となるよう取り組む。

### 4 評価結果(後期5箇年)

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価) (2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

<input type="checkbox"/> 計画どおり取り組めた
<input type="checkbox"/> おおむね計画どおり
<input type="checkbox"/> あまり取り組めなかった
<input type="checkbox"/> 達成できなかった

<input type="checkbox"/> 進んだ
<input type="checkbox"/> ある程度進んだ
<input type="checkbox"/> あまり進まなかった
<input type="checkbox"/> 進まなかった

### 5 後期5箇年の取組評価(主に取り組んできた事項とその成果・成果が得られた要因)

#### 【評価結果の理由】

- 成果指標は、各地区での基本構想を踏まえた地域土地利用基本方針や地域景観計画の策定が進み、目標は達成できていないが、増加傾向にある。
- リニア時代を見据えた土地利用の方針とするため、土地利用基本方針の全体方針の変更、条例の制定などに取り組んだ。
- 老朽化し危険な空き家対策事業については、空き家対策特別措置法の制定に先行して地元まちづくり委員会等と連携して調査事業等に取り組んだ結果、実態把握が進み、条例制定に繋がった。
- これらのことを総合的に勘案し、全体として「ある程度進んだ」と評価する。

#### 【事務事業群テーマ別の評価】

##### <地域が主体的に取り組む計画策定への支援>

- 地区ごとに地域づくりの目標、土地利用や景観育成の方針を定めその実現に向けて取り組んでいくため、地区住民とともに地域の土地利用、景観育成に関する検討を行っている。
- 松尾地区及び座光寺地区の地域土地利用方針を変更した。(H24)
- 鼎地域土地利用方針を策定した。(H25)
- 上郷地域土地利用方針を策定した。(H26)
- 上郷地域土地利用方針の変更、龍江地域土地利用方針の策定を行った。(H27)
- 座光寺地域景観計画の変更(「屋外広告物に関する独自ルール」の適用区域の追加)を行った。(H24)
- 松尾地域景観計画、松尾地域緑の計画を策定した。(H24)
- 鼎地域景観計画を策定した。(H25)
- 上郷地域景観計画を策定した。(H26)
- 上郷地域景観計画の変更、龍江地域景観計画の策定を行った。(H27)
- リニア開業を見据え、座光寺地区、上郷地区の地域自治組織と協働し、土地利用計画見直しの検討に着手した。(H28)

##### <計画に基づく土地利用><良好な生活環境への誘導>

#### 【土地利用計画推進事業】[景観形成推進事業]

- リニア時代を見据え、土地利用基本方針、景観計画及び緑の基本計画の変更、特性と個性を生かした地域づくりに向けた地域土地利用方針の策定や条例の制定により適正な土地利用を進めた。
- リニア駅周辺を、将来都市構造の広域交通拠点に位置づけた。(H25)
- 都市施設の整備方針等の一部を変更した。(H26)
- リニア駅周辺を新たな景観及び緑の地域類型とした。(H25)
- 景観の阻害となる空き家対策、水循環の保全についての方針を追加した。(H25)
- 今後新たに整備される主要な幹線道路の沿道や、中心市街地における景観の育成に関する方針等を追加した。(H26)
- リニア中央新幹線開業を見据え、土地利用の動向の把握と住民との情報共有を図るため、座光寺地区及び上郷地区を対象とした届出に関する条例を制定した。(H24)
- 羽場大瀬木線沿道(鼎地区及び羽場地区の一部)を屋外広告物特別規制地域に指定した。(H25)
- 羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域の区域を拡大(育良町を除く北方地区)した。(H28)
- H40までの市の土地利用の方向性を示す「国土利用計画第3次飯田市計画」を策定した。(H28)

#### 【老朽化し危険な空き家対策事業】

- 空き家対策の方向性、対策を進めるための体制や条例等について庁内連絡会議で検討を行った(H24~H27)
- 老朽化し危険な空き家の実態調査を行った(H25~H28)
- 特に危険な空き家について所有者への指導を行った。(H25~H27)
- 老朽化し危険な空き家への対応及び総合的な空き家対策を推進するため、飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例を制定した。(H26)
- 総合的な空き家対策計画について検討した。(H27)

##### <都市計画事業の円滑な推進>

#### 【都市計画関係協会参画事業】

- 負担金を適正に支出し、協会参画を通じて、事業推進のための情報や研修案内等の提供を受けることができた。(H24~)

## 6 上記の取り巻く状況の変化等を踏まえ、かつ、リニア時代を見据えた上での課題・その課題に取り組む際の方向性(有効策)

### <地域が主体的に取り組む計画策定への支援>

○土地利用について地域と方向性を検討し、地域土地利用方針、地域景観計画及び地域緑の計画の策定を推進する。策定していない地区への働きかけを行うほか、すでに策定した地区においても地区の基本構想等の見直し等に合わせて計画変更を検討していく。

### <計画に基づく土地利用><良好な生活環境への誘導>

○H28に第3次国土利用計画飯田市計画を策定した。土地利用基本方針、景観計画、緑の基本計画の全体方針は、H26にリニアを見据えた見直しを行っているが、今後も必要が生じる都度見直しを行う。

○リニア駅周辺の土地利用や景観育成に関しては、用途地域の指定など法令に基づく制度の活用に向けて、駅、アクセス道路などの社会基盤の整備構想や代替地の方針との整合を図って進めていく。

○空き家対策のなかでも老朽化し危険な空き家対策に関しては、ムトスマちづくり推進課と連携するなかで推進する。

### <都市計画事業の円滑な推進>

○協会参画から得られる情報、研修等を引き続き有効に活用していく。